

【諮問（個人）第211号】

6 川情個第43号
令和7年3月27日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和6年1月17日付け5川総コ第113号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、46ページの「居宅生活の見極め」のアセスメント結果中の「アパートでの生活歴」「住民登録」「身分証明書」「マイナンバーカード」及び「携帯電話」の項目に関する情報、128ページの「新規ケース記録表 No. 1」「3 生活歴」中の本人の父及び母の名前、並びに56ページの担当職員の印影、については、これらを取り消し開示すべきであり、平成30年8月30日から平成31年2月までの資料及び査察指導台帳については、改めて対象公文書として特定し、開示不開示の処分を決定すべきであるが、その余の判断は、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年3月17日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）（以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、川崎福祉事務所が保有する、生活保護法による審査請求人に関する資料一切について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報として、審査請求人の生活保護開始時から本件請求日までの、「保護決定調書」、「ケース記録表」、「外来患者病状調査票」、「支援状況連絡・確認票」、「課税一斉調査票」、「市民税・固定資産税課税調査書」、「居住支援アセスメント検討資料」、「保護決定通知書」、「生活保護開始申請書及び申告書類等」、「生活保護開始時等に提出された書類」、「新規ケース記録票」、「面接記録票」、「相談申込書兼同意書」、「保護台帳」、「援助方針記録票」、「申請・申告書」、「保護開始時調査に関する書類」、「扶養調査に関する書類」、「住民票・戸籍謄本等」、「生活保護開始の関係機関への通知」、「委任状」、「収入の申告について（確認書）」、「生活保護法第29条に基づく照会関係書類」、「医療・給付要否意見書」、「診療・調剤報酬明細書」と特定し、その後、文書の特定に不足があったため、「診療・調剤報酬明細書」、「同意書」、「審査請求関係書類」を追加で特定し、対象公文書の記載の一部については、条例第17条第1号、同条第3号、同条第4号及び同条第6号に該当することを理由として、令和5年6月19日付けで、保有個人情報開示請求一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年7月27日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求め、資料の不足部分の開示を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第211号事件。以下「本件審査請求」という。）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項の規定に基づいて行われたものである。当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年7月27日付け審査請求書、及び令和5年10月30日付け反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示資料の不足分の提出を求める。制度に沿った開示が行われていない。レセプト資料、審査請求資料は延長期間後に提出されたものである。平成30年8月30日から平成31年2月までの全ての資料、査察指導台帳、令和4年3月14日申請に対する保護決定通知書及び保護決定調書が未提出である。これらは職員の故意又は過失あるいは隠蔽である。

文書特定の認識に齟齬があったという部分は否認する。審査請求人が請求したのは川崎福祉事務所が保有している生活保護に関する資料一切であり、齟齬が生じる余地はない。「自身が保有して重複するものは不要」と主張したのは、実施機関の問いに対して特定するものはないが、重複しているものは一つあればよいと開示作業の短縮に協力しているだけである。平成30年8月30日から平成31年2月までの資料及び査察指導台帳を特定する際、審査請求人から一切言及がなかったと実施機関は主張するが、審査請求人は当初から資料一切を請求している。令和4年3月14日申請に対する保護決定通知書及び保護決定調書が存在しないというのであれば、理由を述べよ。行政手続法第2条第3号に申請の定義が示されており、収入申告書により申請しているのであるから、書面での諾否の応答があるはずである。

「審査請求関係書類」の交付の際、全て（全160枚）は多すぎると主張したのは、重複部分であったためである。実施機関は最終的に計377枚になったことは問題ないと主張するが、当初延長通知で314枚とされていたところ、実際開示されたものは28枚少なかった。その28枚についても開示すべきであり、仮にそれが重複部分であれば、その説明を記載すべきである。

- (2) 開示資料に誤記載があり訂正を求める。
- (3) 個人情報の取扱いが不適切である。審査請求人の個人情報を第三者に提供した。職員の指導の徹底、原因の究明、再発防止策の策定を求める。
- (4) 不開示部分を開示せよ。個人情報保護条例第17条第1号に該当するとして、開示することにより事務の目的達成を著しく困難にするおそれがあるためとしているが、同条同号にその様な条文はない。また、処分はすでに行われ、目的は達成されており、同条同号を適用して不開示とすることは不適切である。

医療に関する診断については、審査請求人が傷病名を知ることによって診断に支障が出るような傷病にはあたらないし、主治医の判断が不明であれば、確認すればよい。

審査請求人に対する評価等を開示した場合、そういった情報を利用して不正受給に利用することが可能としているが、そのようなことが可能なはずはない。

実施機関は、保護が廃止になり、田島に移管されても不開示理由は有効だと主張している。開示理由を利用して実施機関をかく乱し、不正受給に利用することを防ぐことが目的と解されるが、生活保護法における目的を著しく逸脱した目的を勝手に作り上げ、制度を悪用し、不開示とする行為は認めることができ

ない。

4 実施機関の主張要旨

令和5年10月6日付け弁明書、令和5年12月12日付け再弁明書及び令和6年8月20日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る業務について

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号。以下「細則」という。）では、福祉事務所の生活保護業務において、作成又は使用する書類について定めている。実施機関は、細則で定められた書類に記録を行うなどするほか、定められた様式によって被保護者等への通知を行い、最低生活保障及び自立助長のための生活保護事務を行っている。

(2) 本件処分に対する考え方について

本件において承諾することができないとした部分は、条例第17条第1号「個人の評価、診断等に関する情報」該当箇所、同条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所、同条第4号「法人等に関する情報」該当箇所及び同条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所である。

ア 条例第17条第1号該当箇所について

条例第17条第1号は、開示請求に係る本人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについて不開示とする旨を定めている。

対象公文書のうち「外来患者病状調査票」、「居住支援アセスメント検討資料」、「新規ケース記録票」、「援助方針記録票」、「医療・給付要否意見書」、「診療・調剤報酬明細書」には、条例第17条第1号に基づく不開示該当箇所がある。

医療に関する診断については、審査請求人が傷病名等を知った場合に診断上の支障が生じる可能性があるが、主治医の判断が不明のため、不開示とした。

実施機関が、生活保護業務上の専門的見地から行った審査請求人に関する評価、指導、それらを踏まえた援助方針等については、開示した場合、そういった情報を利用して実施機関をかく乱し、生活保護の不正受給に利用することも可能であり、事務の目的達成を著しく困難にするおそれがあるため、不開示とした。

イ 条例第17条第3号該当箇所について

条例第17条第3号は、本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開

示とする旨を定めている。

対象公文書のうち「ケース記録票」、「支援状況連絡・確認票」、「新規ケース記録票」、「面接記録票」、「保護台帳（扶養義務者の状況及び地図）」、「申請書」、「保護開始時調査に関する書類」、「住民票・戸籍謄本等」、「生活保護開始の関係機関への通知」、「生活保護法第29条に基づく照会関係書類」、「給付要否意見書」、「審査請求関連書類」、実施機関諮問事案説明にて不開示理由を変更した「保護開始時調査に関する書類（担当者の印影）」、また不開示理由を追加した「扶養義務調査結果票（扶養届）」には、条例第17条第3号に基づく不開示該当箇所がある。

審査請求人以外の個人情報である氏名、住所、生年月日、本籍地、個人メールアドレスについて、審査請求人以外の個人を識別できるものであるため、不開示とした。

ウ 条例第17条第4号該当箇所について

条例第17条第4号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。）に関する情報を不開示とする旨を定めている。

対象公文書のうち「保護開始時調査に関する書類」には、条例第17条第4号に基づく不開示該当箇所がある。

法人の印影について、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

エ 条例第17条第6号該当箇所について

条例第17条第6号柱書は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、開示することにより、（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨を定めている。

対象公文書のうち「ケース記録票」、「扶養義務調査結果票」、「審査請求関連書類」、実施機関諮問事案説明にて不開示理由を追加した「新規ケース記録票」には条例第17条第6号に基づく不開示該当箇所がある。

相談援助業務の性質上、相談業務手法を含む当該情報が開示されることにより関係機関の今後の協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

オ 当初処分において、「新規ケース記録票（3生活歴、4家族の状況、15扶養義務者の状況及び相関図）」、「保護台帳（扶養義務者の状況及び地図）」、「住民票・戸籍謄本等」等については上記4（2）イに記載したとおり条例第17条第3号に該当するものとして不開示としていたところ、いずれも条例第17条第6号にも該当すると考えることがより適切であることから、本件ではそのように主張するものとする。

以上のことから、本件処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

ア 開示資料の不足分について

保有個人情報開示請求書には「資料一切」とあり開示すべき文書の特定を行う必要があったため、審査請求人に複数回確認を行ったが、同人が「実施機関で保有しているもの全て」という主張と「自身が保有し重複しているものは不要」という主張を使い分けた結果、お互いの認識に齟齬が生じたため起こった事象である。

実際、「審査請求関係書類」の交付の際、全て（全160枚）を用意したところ、多すぎると主張され結果的に50枚を交付した。

平成30年8月30日から平成31年2月の書類及び査察指導台帳は文書を特定する際に審査請求人が一切言及せず、本件処分後に主張しているものであるため、本件処分において開示する必要はないと考える。

令和4年3月14日申請に対する保護決定通知書及び保護決定調書が未提出との審査請求人の主張は、審査請求人が審査請求書に添付をした令和4年3月24日付け収入無収入申告書についての言及と考えるが、当該申告に対する保護決定通知書及び保護決定調書は存在しない。

枚数に関しては、延長通知を行った時点では、審査請求人と開示文書の特定作業を行っておらず、特定作業自体も審査請求人の十分な協力が得られなかったため、最終的に合計377枚となっている。経過を鑑みるに、開示文書枚数の変遷は何ら問題が無いと考える。

審査請求人は重複部分だけを削除すればよいと主張するが、どの部分が重複しているのかを明らかにしないまま、「全ての資料を開示すればよい」という発言と「重複部分は不要」という発言を交互に行っていた。更に、「自己の権利が侵害されており至急の開示を求める」と再三電話で主張して実施機関を督促していたため、実施機関では一般的に想定される保有個人情報開示請求人との意思疎通が困難な状態となり、開示文書の特定に関して審査請求人の協力が得られなかったと考える。

イ 開示資料の誤記載の訂正について

本件審査請求の対象外である。

ウ 不開示箇所について

条例第17条第1号に基づき不開示とした箇所について、審査請求人は、「処分はすでに行われており目的は達成されており、同条同号を適用して不開示とすることは不適切」と主張しているが、審査請求人は令和5年6月1日から川崎市田島福祉事務所で生活保護を受給しており、実施機関が主張する不開示理由は適切であると考ええる。なお、仮に生活保護を廃止したとしても、なお不開示理由は継続して有効であると考ええる。

本件処分の通知書に記載した説明文章は理由を述べている文章であるため、条文と異なる表現を用いているだけであり、何ら問題が無いと考える。

傷病名等について、審査請求人は反論書において初めて、自身の傷病名等の開示を求めているが、当初は受診日を確認したいとのことであり、傷病名につ

いて一切の言及はなかった。川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室では「生活保護法における診療報酬明細書等の開示請求に関する事務手引（令和３年３月１日改定）（以下「手引き」という。）」を定めており、傷病名の開示を求められていない場合は、医療機関に対する意見書の提出を求めないと定めている。よって、医療機関等に対する意見書の提出を求めず、手引きで指定された箇所を不開示箇所としている。

以上のことから、審査請求人の主張は、本件処分を取り消す理由に当たらない。

5 審査会の判断

（１）条例第１７条第１号該当箇所について

条例第１７条第１号は、「開示請求に係る本人…の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報…」に関し、開示することにより、当該評価、診断等の過程やそれらの基準を知らせる結果となることなどから、「開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」について、不開示とする旨を定めている。

実施機関が条例第１７条第１号に基づき不開示とした情報のうち、46ページの「居宅生活の見極め」のアセスメント結果については、実施機関は、全ての項目を一体として判断していることを理由として、一律に不開示としている。

しかしながら、「アパートでの生活歴」「住民登録」「身分証明書」「マイナンバーカード」及び「携帯電話」の項目は、客観的な事実の聴取り内容であって、これらを開示することにより、本人の評価、診断等の過程やそれらの基準を知らせる結果となり、事務の目的達成を著しく困難にするおそれがあるとは考えられない。

したがって、これらの項目のアセスメント結果については、開示すべきである。

実施機関が条例第１７条第１号に基づき不開示としたその余の情報については、実施機関が生活保護業務上の専門的見地から行った評価や指導、それらを踏まえた援助方針等であり、これらを開示した場合、開示された情報を利用して情報機関をかく乱したり生活保護の不正受給に利用することも可能であり、事務の目的達成を著しく困難にするおそれがあるといえることから、「知らせないことが正当と認められるもの」に該当し、不開示とした判断は妥当である。

（２）条例第１７条第３号該当箇所について

条例第１７条第３号は、「本人等以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの…」で、アないしエの除外事由に該当しない情報について、開示することにより、本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示とする旨を定めている。

実施機関が条例第１７条第３号に基づき不開示とした情報のうち、128ページの「新規ケース記録表 No. 1」「3 生活歴」中の本人の父及び母の名前については、形式的には「本人等以外の個人に関する情報…であって、…本人等以外の特定の個人を識別することができるもの…」であるが、除外事由である「ア…慣行として開示請求者が知ることができ…る情報」に該当する。

したがって、これらについては、開示すべきである。

実施機関が条例第17条第3号に基づき不開示としたその余の情報については、本人等以外の個人の氏名、住所、生年月日等、明らかに「本人等以外の個人に関する情報…であって、…本人等以外の特定の個人を識別することができるもの…」に該当し、かつ、アないしエのいずれの除外事由にも該当しないことから、不開示とした判断は妥当である。

(3) 条例第17条第4号該当箇所について

条例第17条第4号は、「法人その他の団体…に関する情報…」であって、ア及びイに該当するものについて、開示することにより、法人等の事業活動の自由その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とする旨を定めている。

このうち、アは「開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であるところ、実施機関が条例第17条第4号に基づき不開示とした情報は、いずれも法人の印影であって「法人その他の団体…に関する情報」であり、「開示することにより、当該法人等…の権利…を害するおそれがあるもの」に該当するといえることから、不開示とした判断は妥当である。

ただし、207ページで不開示とした印影のうち、一部は、法人に関する情報とはいえず、個人に関する情報であることから、条例第17条第4号ではなく、同条第3号を理由として不開示とするのが妥当である。

(4) 条例第17条第6号該当箇所について

条例第17条第6号は、「市の機関又は国、…他の地方公共団体…が行う事務又は事業に関する情報…であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、事務及び事業の適正な遂行の必要性から不開示とする旨を定めている。

実施機関が条例第17条第6号に基づき不開示とした情報のうち、56ページの担当職員の印影については、当該職員が職務上用いている印鑑の印影であり、他の部分で既に開示されていること等から、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは考えられない。

したがって、これについては、開示すべきである。

実施機関が条例第17条第6号に基づき不開示としたその余の情報については、関係機関との連絡、連携等、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であり、内容として相談業務手法等を含んでいるため、これらの情報が開示されることにより、関係機関から今後協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした判断は妥当である。

(5) 対象文書の特定について

実施機関は、平成30年8月30日から平成31年2月までの資料及び査察指導台帳については、審査請求人が文書を特定する際に一切言及せず、処分後に主張していることから、本件処分において開示する必要はない旨述べている。しかしながら、対象公文書は、審査請求人の主張を踏まえて、客観的に特定すべき

ものであることに鑑み、実施機関の主張を認めることはできない。

上記の対象公文書については、改めて特定した上で開示不開示の処分を決定すべきである。

(6) 付言

上述したとおり、平成30年8月30日から平成31年2月までの資料及び査察指導台帳については、実施機関による対象公文書の特定が不十分、不適切であったと言わざるを得ない。今後、対象公文書の特定については、より適切に行われたい。

また、本件処分において開示された情報のうち、253ページの「改製日」については、本来、他の同種の情報同様、条例第17条第3号により不開示とすべきであったが、開示されている。既に開示された情報については、審査会の判断の対象とはならないが、今後、開示不開示の処分については、より適切に判断されたく、その旨、付言する。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 本 間 春 代

委員 吉 岡 郁 美